

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○県営土地改良事業換地計画の変更に係る部分の縦覧	一	（農村整備課）
○保安林の指定の解除の予定	一	（森林整備課）
○保安林の指定施業要件の変更の予定（二件）	一	（同）
○道路の区域変更	二	（道路課）
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	二	（都市計画課）
○開発行為に関する工事の完了	三	（建築宅地課）
○教育委員会 教育委員会	三	
○監査委員 監査委員	三	
○住民監査請求に係る監査結果の公表	三	
○宮城県公報平成三十年号外第一三号（平成三十年三月三十日付け）中	三	

告 示

○宮城県告示第六百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第五項の規定により県営土地改良事業七ヶ宿二期地区峠田分区の換地計画を変更したので、同項において準用する同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第五項において準用する同条第四項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十

五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
変更換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成三十年七月九日から平成三十年八月七日まで

三 縦覧場所

七ヶ宿町役場

○宮城県告示第六百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市波路上明戸一六一の一、一六一の三、一六二の七、一六二の一〇から一六二の一三まで

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年七月六日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

遠田郡涌谷町（次の図に示す部分に限る。）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
遠田郡涌谷町（次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び涌谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年七月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 主要地方道

二 路線名 気仙沼本吉線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
気仙沼市松崎上金取一三番八地先から 同市松崎上金取一三番八地先まで		前 五・〇	敷地の幅員 (メートル)
後 一三・〇	前 五・〇	六・五	敷地の延長 (メートル)
後 二二・〇	前 五・〇	一一〇・〇	

○宮城県告示第六百九十号

二四	二四
上	上
二	二
の利用者の数及び」に改め	の利用者の数及び」を「指定自立 訓練（生活訓練）事業所等
」を加え	」の下に「